## ○ 財務省告示第 120 号

国債証券買入銷却法(明治29年法律第5号)第2条の規定に基づき、同法第1条第1項の規定により令和6年3月11日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和6年4月26日

財務大臣 鈴木 俊一

## (別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10年)	第 23 回	10, 000, 000, 000 円	104. 59 円
JJ	第 23 回	2, 200, 000, 000 円	104.64 円
JJ	第 28 回	100,000,000円	105. 13 円
II	第 28 回	200,000,000円	105. 23 円
II.	第 28 回	6, 300, 000, 000 円	105.31 円
II	第 28 回	300,000,000 円	105. 33 円
II.	第 28 回	500,000,000 円	105. 43 円
II.	第 28 回	500,000,000円	105. 44 円
合 計		20, 100, 000, 000 円	